

## 平成 22 年度「主要な政策」に係る評価書要旨

<b>政策名</b>	政策20 消防防災体制の充実強化	<b>担当部局、課室名</b>	消防庁総務課 他 14課室				
<b>基本目標</b>	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は、大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。						
<b>政策の概要</b>	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。 [予算額:57,841百万円]						
	<b>主な施策</b>	<b>概要 (主な事業の例)</b>	<b>H21 予算額 (百万円)</b>	<b>担当課室</b>	<b>関連する 政府方針等</b>		
	消防団の入団促進・活動支援	消防団の新戦力の確保	100	防災課	自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン		
	緊急消防援助隊の充実強化	緊急消防援助隊の装備の充実強化	9,750	応急対策室 参事官	平成 21 年度予算編成の基本方針 等		
	小規模施設における防火安全対策の推進	防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備	3,566	予防課	小規模施設に対応した防火安全対策に関する検討会報告書		
	救急業務実施体制の充実	救急隊員の教育・訓練資機材の配備	1,458	救急企画室	第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説		
<b>指標等の状況</b>	<b>指標等</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>分析の視点</b>	<b>19 年</b>	<b>20 年</b>	<b>21 年</b>
	消防団員数	対前年増	21 年度	地域防災の中核的存在であり、かつ、地域防災力の向上に必要な消防団員は増えているか。	892,893	888,900	885,394
	緊急消防援助隊の隊数	概ね 4,500 隊	25 年度	災害に迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地から整備されている緊急消防援助隊の増強は進んでいるか。	3,751	3,960	4,165
	住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)	平成 17 年の半減(610 人)	23 年度	火災予防施策により住宅火災による人命被害が軽減されているか。	1,148	1,123	1,023
	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)	実施率の向上	23 年度	住民に対する応急手当の普及啓発活動等により、心肺機能停止傷病者への応急手当実施率が着実に上昇しているか。	39.2 (19 年中)	40.7 (20 年中)	調査中
<b>政策の実施状況とその分析及び総合的な評価</b>	<b>【政策の実施状況とその分析】</b> ・消防団を核とした住民等による地域防災力の強化 地域防災力の中核的存在である消防団の団員数は平成 21 年4月現在で 885,394 人と前年同時期と比べ 3,506 人の減少となっているが、その減少幅は年々小さくなっており、580 団体では増加している。また、女性消防団員は 17,879 人と前年同時期から 1,180 人増加している。これらのことから消防団員の確保対策に有効性が認められるものの、今後においても消防団の強化のため団員数が増加に転じるような方策を引き続き検討する。 また、事業所が勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、消防団への協力により事業所の社会貢献が認められる消防団協力事業所表示制度を導入している市町村数については平成 21 年 10 月 1 日現在で 601 市町村であり、平成 20 年 10 月 1 日現在の 409 市町村と比べ、確実に増加しており施策の有効性が認められる。						

	<p>・緊急消防援助隊の充実強化 大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊は、平成 25 年度末の登録部隊数の目標、4,500 隊に向け、平成 22 年4月 1 日現在で 4,264 隊(対前年比 99 隊増)と順調に進捗していることから、施策の有効性が認められる。</p> <p>・国民保護訓練の実施 国民保護訓練の実施により、化学剤、生物剤、爆発物等を用いた様々な国民保護事案への対応能力の向上を図ることができるが、平成 20 年度は 66 回、平成 21 年度は 78 回と着実に国民保護訓練が実施された。</p> <p>・住環境における火災による被害の低減 住宅火災による死者数は平成 15 年以降連続して 1,000 人を超えるなど高水準が続いている。こうした状況を踏まえ、平成 16 年6月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正(新築住宅については、平成 18 年6月1日から、既存住宅については、平成 23 年6月までの各市町村条例で定める日から適用。)を行いシンポジウムの開催や各種関係機関・報道機関に情報提供するなどの取組を行った結果、住宅火災による死者数は平成 17 年の 1,220 人から平成 19 年の 1,148 人、平成 20 年 1,123 人、平成 21 年 1,023 人と着実に減少しており、施策の有効性が認められる。</p> <p>・応急手当実施率の向上 平成 20 年における応急手当実施率は、40.7%であり、平成 18 年は 35.3%、平成 19 年は 39.2%と確実に増加しており、施策の有効性が認められる。</p> <p>・救命率の向上 平成 20 年中に救急搬送された心肺機能停止傷病者搬送人員のうち、心原性かつ一般市民により目撃のあった症例の1カ月後生存率は、10.4%(前年比 0.2 ポイント増)であり、1カ月後の社会復帰率についても、6.2%(前年比 0.1 ポイント増)となっており、施策の有効性が認められる。</p> <p>・救急業務実施体制の充実 平成 21 年 4 月 1 日現在、救急自動車に占める高規格救急自動車の割合は、79.6%である。平成 19 年 4 月現在 74.7%から H20 年 4 月現在へ 1.6 ポイント増加しているのに比較し、平成 20 年 4 月現在 76.3%から 3.3 ポイントと増加率が上昇している。また、救急隊数に対する高規格救急自動車数は、平成 20 年度から 4.1 ポイント増加して 96.5%となっており、施策の有効性が認められる。</p> <p><b>【総括的な評価】</b> 本政策について、指標の達成状況をみると、「緊急消防援助隊の隊数」や「住宅火災による死者数(放火自殺者を除く。)」など目標年度に向けて着実に実施しており、「国民保護訓練の実施件数」や「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」など平成 21 年度に目標年度を迎えた指標については概ね半数の指標において目標を達成していることから、政策の基本目標に向け取組の効果が現れていることが認められるが、目標を達成できていない指標については、今後の対応について検討する。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>・市民の救急相談に応じる窓口の設置(救急安心センターモデル事業)について、廃止の評決を受けたところ。評決を踏まえ、今後の施策のあり方を再検討する。</p> <p>・消防防災体制等の整備に係る技術研究開発に必要な経費について、「更なる見直し、改善が必要」と所見を受け、事業内容を重要性、緊急性の高いものに絞り込み、事業の重点化を図る。</p> <p>・国民保護訓練負担金に必要な経費について「更なる見直し、改善が必要」と所見を受け、訓練内容等の見直しを行う。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>・地域における総合的な防災力の強化のためには、消防団や自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業とも協働し、住民と行政が一体となった地域防災力を向上させることが課題である。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進(目標値:平成 25 年度に防災拠点となる公共施設等の耐震率 85%)</p>

など災害に負けない施設等の整備も課題となっている。

- ・全国各地で自然災害による被害が発生していることや、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫性が指摘されていることもあり、今後とも緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強(目標値:緊急消防援助隊の隊数を平成 25 年度に概ね 4,500 隊)を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携を積極的に推進すること及び、消防の広域化の推進、消防救急無線のデジタル化推進などにより国内の消防防災体制の一層の充実を図ることが課題である。また、地方公共団体における国民保護の取り組みについて、国民保護計画等の検証や職員の対処能力の向上及び国等関係機関との連携強化を図るために、地方公共団体それぞれにおける国民保護への取組状況を勘案しながら、新たな事態の想定など訓練内容を充実させるとともに繰り返し国民保護共同訓練を実施していくことが課題となっている。さらに、北朝鮮のミサイル発射事案や海外での大地震などの国際情勢に対応し、国民保護体制の強化や海外への支援体制の強化も重要な課題となっている。
- ・年間1千人を超える住宅火災による死者を半減させるため(目標値:平成 23 年度に平成 17 年の 1,220 人からの半減)、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の一層の推進が課題となっており、特に、住宅用火災警報器については平成 23 年 6 月までには全国で義務化されることから、普及促進の取組を推進している。また、近年発生した小規模な認知症高齢者グループホーム及びカラオケボックス店等における火災を踏まえ、火災の検証や研究を行うとともにその対応策を検討するなど建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。また、危険物施設における事故対策についても重要な課題となっている。
- ・昨年施行された改正消防法を踏まえ、消防機関と医療機関の連携を一層強化させるとともに、医療技術の進歩や、救急救命士が実施できる処置範囲の拡大に伴い、救急業務の高度化を引き続き推進することが重要な課題となっている。また、現場における一般市民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、応急手当の普及促進(目標値:平成 23 年度に心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)の向上)についても課題となっている。

これらの課題に対し消防庁では、引き続き効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

**その他関連データ**

- ・全国消防長会の新井会長より、指標のうち緊急消防援助隊の隊数や消防団員数について、「数だけでなく質の向上についても重要である」とご意見をいただき、評価書とりまとめの参考にした。
- ・消防審議会の委員である東京経済大学の吉井教授より、消防防災体制に関する広報の充実、意見の反映、国民の参加促進も重要であるとのご意見をいただき、来年度以降の政策評価に反映できるよう検討することとした。
- ・平成 21 年版消防白書(平成 21 年 11 月 27 日閣議報告 消防庁)  
<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h21/index.html>
- ・平成 21 年版救急・救助の現況(平成 21 年 12 月 3 日報道発表 消防庁)  
<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2112/211203-1houdou.pdf>
- ・救急蘇生統計(2008 年)(平成 21 年 12 月 15 日報道発表 消防庁)  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2112/01\\_houdoushiryoku.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2112/01_houdoushiryoku.pdf)
- ・平成 21 年中の危険物に係る事故の概要の公表(平成 22 年 5 月 28 日報道発表 消防庁)  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2205/220528\\_1houdou/01\\_houdoushiryoku.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2205/220528_1houdou/01_houdoushiryoku.pdf)
- ・平成 21 年(1 月～12 月)における火災の状況(確定値)(平成 22 年 6 月 4 日報道発表 消防庁)  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220604\\_1houdou/03\\_houdoushiryoku.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220604_1houdou/03_houdoushiryoku.pdf)
- ・災害時要援護者の避難支援対策の調査結果(平成 22 年 6 月 30 日 消防庁)  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220630\\_1houdou/02\\_houdoushiryoku.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220630_1houdou/02_houdoushiryoku.pdf)

# 平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 消防庁 総務課、消防・救急課、  
救急企画室、予防課、消防技術政策室、危険物保安室、特殊災害室、  
防災課、国民保護室、国民保護運用室、応急対策室、防災情報室、  
参事官、消防大学校、消防研究センター  
評価年月 平成22年8月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策20 消防防災体制の充実強化

### （基本目標）

大規模地震・大規模災害に対する備えの強化や消防防災・危機管理体制の強化、火災予防対策や消防防災科学技術の向上、地域防災力の強化、救急救命の充実と高度化など、総合的な消防防災対策を積極的に展開することにより、自然災害や大規模事故・テロなどに揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を確保する。

### （政策の概要）

我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。

主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
消防団の入団促進・活動支援	消防団の新戦力の確保	100	防災課	自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン
緊急消防援助隊の充実強化	緊急消防援助隊の装備の充実強化	9,750	応急対策室 参事官	平成21年度予算編成の基本方針 等
小規模施設における防火安全対策の推進	防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備	3,566	予防課	小規模施設に対応した防火安全対策に関する検討会報告書
救急業務実施体制の充実	救急隊員の教育・訓練資機材の配備	1,458	救急企画室	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説

### （平成21年度予算額）

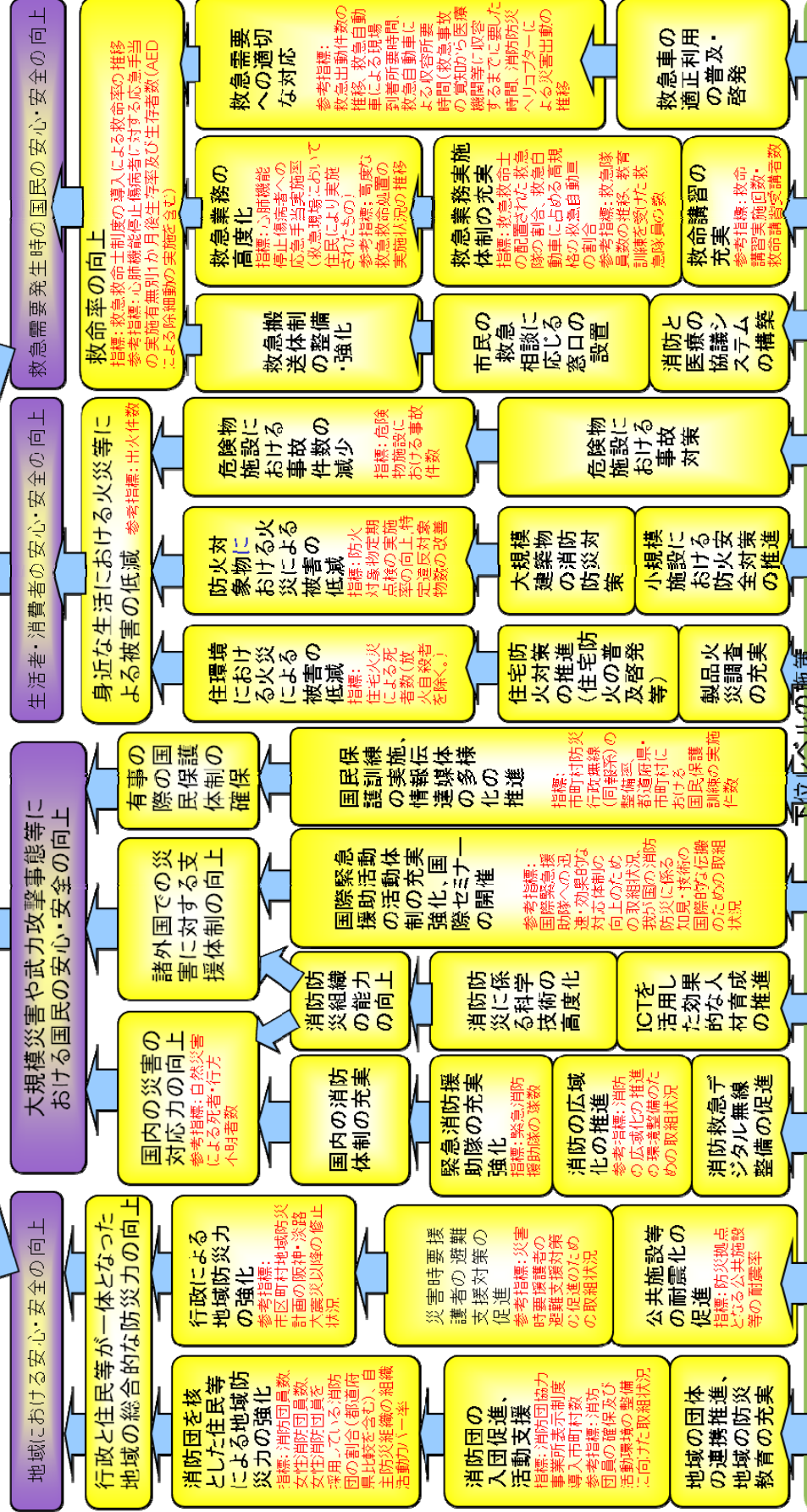
57,841百万円

# 政策20 消防防災体制の充実強化

基本目標

社会経済情勢の顕化とともに、我が国社会の顕化による災害の規模の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は、大きく変化しており、迅速な対応が求められており、このような状況の下、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。

## 国民の安心・安全の向上



消防と医療の連携による  
救急救命体制の充実

身近な生活における  
安心・安全の確保

危機管理体制の充実

地域における総合  
的な防災力の強化

(救急企画室、応急対策室)

(予防課、消防技術政策課、危険物係長、消防災害課)

(応急対策課、消防・救急課、国民保護課、消防技術政策課、消防センター)

(防災課)

## 2 政策実施の環境

### (1) 政策をとりまく最近の情勢

#### ア 地域における総合的な防災力の強化

大規模な災害に対処するためには、消防機関が広域的な体制を整備することも大切であるが、同時に発災直後の速やかな対応を図るためにも、自助・共助の精神に基づいた住民による地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。また、大規模災害に限らず、平常時における火災等の各種災害を低減させるためにも、予防活動や防災意識の普及啓発が有効である。地域の防災を支える担い手として、消防機関だけでなく、自主防災組織や婦人（女性）防火クラブ等の地域に密着した防災組織や、民間企業、一般の住民等が連携して活動することが大切であり、行政と住民等が一体となった地域における総合的な防災力の強化が求められている。

#### イ 危機管理体制の充実

近年、集中豪雨や台風等の自然災害や火災、事故等により、各地に大きな被害が発生しており、その態様も複雑多様化・大規模化している。また、北朝鮮のミサイルの発射事案や核実験などで国民の安全保障に対する意識が一層の高まりをみせている。さらに、海外への国際消防救助隊の派遣による活躍などで、我が国の消防に対する国際的な期待も高まりをみせている。こうした事態に対応するために、危機管理体制の充実強化が求められている。

#### ウ 身近な生活における安心・安全の確保

住宅火災による死者数は、平成 15 年以降連続して年間 1,000 人を超えるかつてない高い水準で推移している。また、近年発生した小規模社会福祉施設及び新たな形態の建築物や施設等における火災や、身近な製品が発火源となる火災等の防止を推進し、身近な生活における安心・安全の確保を図ることが求められている。

#### エ 消防と医療の連携による救急救命体制の充実

現在、少子高齢化社会の進展や住民意識の変化及び核家族化等に伴って救急需要が拡大しており、平成 20 年中の救急出場件数は約 510 万件で、平成 16 年から連続して 500 万件を超えている。また、全国各地で救急搬送時の受入医療機関の選定に困難を来す事案が起り、社会問題に発展している。こうしたことから、救急需要の増大に対する適切な対応、消防機関と医療機関の一層の連携が求められている。

### (2) 関係する内閣の重要方針（主なもの）

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
第 174 回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	消防と医療の連携などにより、救急救命体制を充実させます。（中略） 地震、台風、津波などの自然災害は、アジアの人々が直面している最大の脅威の一つです。過去の教訓を正しく伝え、次の災害に備える防災文化を日本は培ってきました。これをアジア全体に普及させるため、日本の経験や知識を活用した人材育成に力を入れてまいります。

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
第 173 回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 10 月 26 日	最近でも、スマトラ沖の地震災害において、日本の国際緊急援助隊が諸外国の先陣を切って被災地に到着し、救助や医療に貢献いたしました。世界最先端レベルと言われる日本の防災技術や救援・復興についての知識・経験、さらには非常に活発な防災・災害対策ボランティアのネットワークをこの地域全体に役立てることが今後、より必要とされてくると思っております。
第 171 回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	救急医療も、消防と医療の連携などにより、患者を確実に受け入れられるようにします。
第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	<p>今、医療現場は様々な問題に直面していますが、国民の皆様が安心できるように、患者本位の医療体制を構築します。勤務医の過重な労働環境や、産婦人科・小児科の医師不足の問題に対応し、診療報酬の改定や大学の医学部の定員増を実施するとともに、医療事故の原因究明制度の検討を進め、事故の再発防止と併せ、医師が安心して医療に取り組めるようにします。ITを活用して救急情報を関係機関と共有するなど、救急医療の体制を整備します。</p> <p>（中略）</p> <p>自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。</p>
経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定）	平成 20 年 6 月 27 日	<p>3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等</p> <p>・地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を着実に実施する。</p> <p>・ 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。</p>
経済財政改革の基本方針 2007（閣議決定）	平成 19 年 6 月 19 日	国民の安全と安心の確保は安定した経済成長の基盤である。政府は、治安再生、防災・減災対策、エネルギー政策等を戦略的に推進し、世界の模範となる安全・安心な国づくりを実現する。

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>【改革のポイント】 集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。</p> <p>【具体的手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 8 北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。（一部略）</li> <li>・ 有事に備えた国民保護施策を推進する。（一部略）</li> <li>・ 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。</li> <li>・ 災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術の研究開発・利活用を図る。（一部略）</li> </ul>
<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（閣議決定）</p>	<p>平成 18 年 7 月 7 日</p>	<p>我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。（中略）</p> <p>国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。（中略）</p> <p>このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。（中略）</p> <p>（災害対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震対策大綱」及び「首都直下地震の地震防災戦略」等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。（一部略）</li> </ul>



重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。</li> <li>・防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団の充実強化を図る。（一部略）</li> <li>・救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。</li> </ul>
平成 21 年度予算編成の基本方針（閣議決定）	平成 20 年 12 月 3 日	<p>3 地方の底力の発揮</p> <p>地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や水害・土砂災害等に備え、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、学校や住宅等の耐震化の一層の加速、公共施設の震災対策の実施、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域防災力の向上を図る。</p>
平成 20 年度予算編成の基本方針（閣議決定）	平成 19 年 12 月 4 日	<p>（生活における安全・安心の確保）</p> <p>北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。（中略）</p> <p>地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や水害・土砂災害等に備え、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、防災拠点の耐震化等の機能強化や宇宙関連技術等を活用した災害情報の迅速な提供等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。</p>
平成 19 年度予算編成の基本方針（閣議決定）	平成 18 年 12 月 1 日	<p>国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、以下の施策に取り組む。</p> <p>災害への備えを実践する国民運動を展開しながら、公共施設の耐震化、首都直下地震対策等大規模地震対策、大規模水害・土砂災害対策等の防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。さらに、迅速・的確な防災情報の提供や災害応急体制の整備、消防等の災害対策を強化する。（一部略）</p>

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
<p>規制改革推進のための3カ年計画（閣議決定）</p>	<p>平成19年6月22日</p>	<p>10 医療関係  ク その他（医療計画、救急医療、小児医療、医療事故対策等）  ③救急医療の再構築（厚生労働省、総務省、国土交通省、警察庁）（一部略）  d 救急搬送に関する各組織が効果的に連携して業務を行えるよう、諸外国の状況も参考に、その連携の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。  ④救急搬送業務の民間委託、民間委譲推進（総務省）  福祉等で扱う分野の搬送、病院を中心としたいくつかの搬送、長距離の患者搬送、救急警護・警備、催時待機、企業活動に伴う一定の搬送等については、民間を活用することが有効かつ有益である場合が多いと考えられるが、救急搬送業務を行う民間への緊急通行権の付与等、様々な課題が想定されるため、救急搬送業務の民間開放を容易にするための環境整備を図る必要がある。  したがって、救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検討・協議の場を設け、その結論を踏まえ、上記に示したような救急搬送業務について民間委託、民間委譲を推進する。</p>
<p>自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン（中央防災会議了承）</p>	<p>平成20年4月23日</p>	<p>国民一人ひとりが、日頃から、自らの周りの災害リスクを知り、また、防災訓練への参加等を通じて、災害に対して十分な準備を講じ、災害に強い地域づくりの推進を図ることは、「避けられたはずの犠牲者の数」を少しでも減らしていくために肝要である。  このため、「津波被害の体験が可能な被害シミュレータ」や「津波・高潮の動くハザードマップ」、「動く浸水想定区域図」、「火山リアルタイムハザードマップ」等の技術開発や防災情報を共有するためのプラットフォームの構築等により、自然災害の怖さをより実感できるよう、災害リスクの見える化を進める。併せて、避難対策促進ガイドラインや洪水・津波・高潮・火山・土砂災害等のハザードマップの作成、自主防災組織・消防団の充実強化を通じた地域防災力の向上、避難訓練の実施等を進め、自然災害からの避難・減災対策を推進する。</p>

### 3 政策の実施状況

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

○「あらかじめ目標（値）を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
消防団員数	消防団員数の増加（対前年度比）	21年度	地域防災の中核的存在であり、かつ、地域防災力の向上に必要な不可欠な消防団員は増えているか。	892,893人（19年4月1日現在）	888,900人（20年4月1日現在）	885,394人（21年4月1日現在）
女性消防団員数	18,000人	21年度	女性消防団員数は増えているか。	15,502人（19年4月1日現在）	16,699人（20年4月1日現在）	17,879人（21年4月1日現在）
女性消防団員を採用している消防団の割合（都道府県比較含む）	50%	21年度	女性消防団員を採用している消防団は増えているか。	43%（19年4月1日現在）	46%（20年4月1日現在）	49%（21年4月1日現在）
消防団協力事業所表示制度導入市町村数	500市町村	21年度	入団促進等に協力している企業を賞揚する消防団協力事業所表示制度を導入している市町村は増えているか。	107市町村（19年10月1日現在）	409市町村（20年10月1日現在）	601市町村（21年10月1日現在）
自主防災組織の活動カバー率	75%	21年度	地域において共助の中核をなす組織である自主防災組織の活動カバー率は進んでいるか。	69.9%（19年4月1日現在）	71.7%（20年4月1日現在）	73.5%（21年4月1日現在）
防災拠点となる公共施設等の耐震率	85%	25年度	災害応急対策の拠点となる公共・公用施設の安全性の確保が目標に沿って着実に進められているか。	62.5%（19年度末）	65.8%（20年度末）	調査中
緊急消防援助隊の隊数	概ね4,500隊	25年度	災害に迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地から整備されている緊急消防援助隊の増強は進んでいるか。	3,751隊（19年4月1日現在）	3,960隊（20年4月1日現在）	4,165隊（21年4月1日現在）
市町村防災行政無線（同報系）の整備率	整備率の向上	23年度	災害時の情報伝達手段として有効な市町村防災行政無線（同報系）の整備率は上昇しているか。	75.5%（20年3月31日）	75.7%（21年3月31日）	調査中

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数	実施件数の増加 (対前年度比)	21年度	国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進できているか。	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が15件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が57件のあわせて72件	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が18件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が48件のあわせて66件	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が14件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が64件のあわせて78件
住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）	50%減（平成17年の1,220人から）	23年度	火災予防施策により住宅火災による人命被害が軽減されているか。	1,148人（19年）	1,123人（20年）	1,023人（21年）
防火対象物定期点検の実施率の向上	70%	23年度	防火対象物定期点検の実施率が向上しているか。	49.0%（19年度当初）	48.5%（20年度当初）	50.0%（21年度当初）
特定違反對象物数の改善	特定違反對象物数の減少 (対前年度比)	21年度	特定違反對象物数が減少しているか。	168件（19年度当初）	134件（20年度当初）	225件（21年度当初）
危険物施設における事故件数	事故件数の低減 (対前年比)	21年度	危険物施設における火災・流出事故防止対策が効果的であるか。	603件（19年中）	560件（20年中）	522件（21年中）
救急救命士制度の導入による救命率の推移	救急搬送における救命率の向上	23年度	高度な救急救命処置の実施が可能な救急救命士の配備促進により、救命率は上昇しているか。	10.2%（19年中）	10.4%（20年中）	調査中
救急救命士の配置された救急隊の割合	全救急隊の90%の隊に救急救命士を1人以上配置	23年度	救命率向上への貢献が期待される救急救命士の救急隊への配置が着実に進められているか。	86.3%（19年4月）	88.5%（20年4月）	91.0%（21年4月）
救急自動車に占める高規格救急自動車の割合	全救急隊の95%の隊に高規格救急自動車を配備	23年度	拡大された応急処置等を行うために必要な高規格救急自動車の配備が着実に進められているか。	74.7%（19年4月）	76.3%（20年4月）	79.6%（21年4月）

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
心肺機能停止傷病者への応急手当実施率 (救急現場において住民により実施されたもの)	実施率の向上	23年度	住民に対する応急手当の普及啓発活動等により、心肺機能停止傷病者への応急手当実施率が着実に上昇しているか。	39.2% (19年中)	40.7% (20年中)	調査中

※平成21年度目標設定時は「防災拠点となる公共施設等のうち耐震化されていない施設の割合」としていたが、耐震改修の一層の促進のため目標値を「防災拠点となる公共施設等の耐震率85%」と引き上げたため、これに伴い、指標及び目標値を変更。

※指標「新型インフルエンザ感染防御資機材配備消防本部数」については平成20年度に目標を達成したため削除。

## ○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた取組状況	消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた様々な取組が、成果を上げているか。	広報活動や、機能別分団・団員制度の導入に加え、平成18年度には、消防団に協力的な事業所を賞揚する「消防団協力事業所表示制度」を創設・導入し、消防団員の活動環境の整備を図るとともに、平成19年度には、「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を構築し、地方公共団体と連携し、団員確保に努めている。		
市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しが行われているか。	82.2% (19年4月1日現在)	87.0% (20年4月1日現在)	90.7% (21年4月1日現在)
災害時要援護者の避難支援対策の促進のための取組状況	市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されているか。	13.2% (20年3月31日現在)	32.0% (21年3月31日現在)	63.1% (22年3月31日現在)
自然災害による死者・行方不明者数	自然災害による被害者数はどのように推移しているか。	死者：37名 行方不明者：4名 (19年中)	死者：88名 行方不明者：13名 (20年中)	調査中
消防の広域化の推進の環境整備のための取組状況	消防の広域化を推進するための検討が各地方公共団体において進められているか。	消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）により改正された消防組織法第33条に基づき、各都道府県で広域化推進計画の策定が進められた。（平成22年3月31日現在、44都道府県で策定済み。）		
国際緊急援助隊への迅速・効果的な対応体制の向上のための取組状況	外務省はじめ関係各省庁・機関との協調・連携、当庁が組織する国際消防救助隊（IRT-JF）独自の研修・訓練の実施等により、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる用意が図られているか。	外務省、警察庁、海上保安庁、JICAの各関係省庁・機関との情報交換、機能向上のための討議、実技訓練等の諸機会に経常的に参加するほか、当庁独自に、国際緊急援助隊の主力たる国際消防救助隊（IRT-JF）員研修・訓練を、各消防本部の同隊登録隊員を対象に毎年度実施。		

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
我が国の消防防災に係る知見・技術の国際的な伝搬のための取組状況	アジア地域における消防防災分野の先進国として、その知見・技術の伝播・共有を進めることで、域内の防災能力の向上や防災のための広域的なネットワークの構築に貢献しているか。また、JICA・地方消防本部との連携・協力による開発途上国からの研修員受け入れ、専門家の現地派遣等の協力を進めているか。	ベトナム・ハノイにおいて「日本・ベトナム消防フォーラム」を開催し、我が国の消防防災制度等を概括的に紹介。また、東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。	トルコ・アンカラにおいて「日本・トルコ消防フォーラム」を開催し、我が国の国・地方における消防防災施策拡充の取組、消防法の概要等を紹介。また、東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。	タイ国バンコク市において「日本・タイ消防フォーラム」を開催し、我が国の国・地方における消防防災施策拡充の取組、消防法の概要等を紹介。また、東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え、消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ、我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。
出火件数	出火件数はどのように推移しているか。	54,582件 (19年)	52,394件 (20年)	51,139件 (21年)
放火及び放火の疑いの件数	放火及び放火の疑いの件数はどのように推移しているか。	11,142件 (19年)	10,776件 (20年)	11,205件 (21年)
救助活動件数	救助活動件数はどのように推移しているか。	52,183件 (19年中)	53,295件 (20年中)	調査中
高度な救急救命処置の実施状況の推移	救急救命士が心肺機能停止状態の傷病者の蘇生のために行う高度な応急処置①気道確保(気管挿管、ラリングアルマスク)、②静脈路確保、③薬剤投与の実施状況はどのように推移しているか。	①47,034人 ②20,786人 ③3,940人 (19年中)	①48,940人 ②24,028人 ③6,634人 (20年中)	調査中
救急隊員数の推移	救急業務に対応する人員数はどのように推移しているか。	59,216人 (19年4月)	59,222人 (20年4月)	59,010人 (21年4月)
教育訓練を受けた救急隊員の数	救急隊員の資格状況について、①旧救急I過程、②旧救急II過程、③救急科(旧救急標準課程修了者を含む)、④救急救命士の内訳はどのように推移しているか。	①4.6% ②32.7% ③32.4% ④30.3% (19年4月)	①3.6% ②29.8% ③34.1% ④32.5% (20年4月)	①3.0% ②27.0% ③36.1% ④34.0% (21年4月)

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別1か月後生存率及び生存者数（AEDによる除細動の実施を含む）	①家族等により応急手当が実施された傷病者の1か月後生存率及び生存者、②家族等による応急手当が実施されない傷病者それぞれの1か月後生存率及び生存者の比較、心原性でかつ心肺機能停止の時点が一般市民により目撃された症例のうち③一般市民による除細動が実施された場合の1か月後生存率及び生存者数、④一般市民による除細動が実施されなかった場合の1か月後生存率及び生存者数の比較により、救命率への効果を示す。	①5.6% (2,393人) ②4.9% (3,254人) ③42.5% (122人) ④9.7% (1,891人) (19年中)	①6.0% (2,770人) ②4.8% (3,264人) ③43.8% (188人) ④9.8% (1,978人) (20年中)	調査中
救命講習実施回数・救命講習受講者数	消防機関が住民に対する普及啓発として実施する①救命講習実施回数（普通・上級計）、②救命講習受講人員（普通・上級計）はそれぞれ増加しているか。	①79,053回 ②1,572,328人 (19年中)	①77,887回 ②1,619,119人 (20年中)	調査中
救急出場件数の推移	救急出動件数はどのように推移しているか。	5,293,403件 (19年中)	5,100,370件 (20年中)	調査中
救急自動車による現場到着所要時間	救急隊の現場到着所要時間はどのように推移しているか。	7.0分 (19年中)	7.7分 (20年中)	調査中
救急自動車による収容所用時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）	救急自動車による収容所用時間はどのように推移しているか。	33.4分 (19年中)	35.0分 (20年中)	調査中
消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移	消防防災ヘリコプターによる災害出動状況（うち救急による出動を含む）は増加しているか。	6,349件 (救急3,167件を含む) (19年中)	6,496件 (救急3,276件を含む) (20年中)	調査中

## 4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

### (1) 政策の実施状況の分析

#### (A) 地域における総合的な防災力の強化

##### (a) 消防団の入団促進、活動支援

###### (必要性)

消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動をはじめ多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしていることから、災害の複雑多様化、大規模化に的確に対応するために消防団のより一層の充実強化と活性化を図る必要がある。

###### (有効性)

平成 21 年 4 月 1 日現在の団員数は 885,394 人と平成 20 年 4 月 1 日現在の団員数 888,900 人から 3,506 人の減少となっており、昨年の評価時に引き続き減少している。

こうした、消防団員の減少傾向を踏まえ、消防庁では平成 18 年度から事業所が勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、消防団への協力により事業所の社会貢献が認められる消防団協力事業所表示制度を開始した。平成 21 年 10 月 1 日現在で 601 市町村がこの制度を導入しており、平成 20 年 10 月 1 日現在の 409 市町村と比べて 192 市町村の増加となっている。また、消防団協力事業所表示制度の他にも、機能別団員・分団制度、休団制度の活用等の推進、消防団員確保アドバイザーの派遣、消防団員入団促進キャンペーンの実施等の施策を講じているところである。

これらの事業により、平成 19 年 4 月 1 日現在から平成 20 年 4 月 1 日現在の減少数である 3,993 人に比べ、平成 20 年 4 月 1 日現在から平成 21 年 4 月 1 日現在の減少数は 3,506 人で対前年比 487 人と、その減少幅が小さくなっている。依然として、新任団員（6 万人程度）を上回る退職団員数をカバーするには至っていないが、消防団員数の減少に歯止めがかかってきている。

一方で女性消防団員数は、平成 21 年 4 月 1 日現在で 17,879 人と平成 20 年 4 月 1 日現在と比較して 1,180 人増加しており、また女性消防団員を採用している消防団の割合も平成 21 年 4 月 1 日現在で 49%と平成 20 年 4 月 1 日現在と比較して 3 ポイント向上している。

また、平成 21 年度補正予算（第 1 号）において消防団員の技術の向上のため、消火機材や救助資機材を搭載した車両や救助資機材を全額国費により調達し消防団に配備したところ。

上記のことから消防団員の確保や消防団の充実強化対策に有効性が認められる。



女性消防団員を採用している消防団の割合の都道府県比較  
(平成21年4月1日現在)

都道府県	消防団数(A)	うち女性を採用している消防団数(B)	女性を採用している消防団の割合(B/A)
北海道	208	131	63.0%
青森県	47	19	40.4%
岩手県	39	30	76.9%
宮城県	49	25	51.0%
秋田県	32	14	43.8%
山形県	35	22	62.9%
福島県	59	16	27.1%
茨城県	48	22	45.8%
栃木県	36	10	27.8%
群馬県	40	7	17.5%
埼玉県	71	34	47.9%
千葉県	50	22	44.0%
東京都	98	69	70.4%
神奈川県	64	31	48.4%
新潟県	36	25	69.4%
富山県	15	11	73.3%
石川県	23	15	65.2%
福井県	18	8	44.4%
山梨県	28	4	14.3%
長野県	80	51	63.8%
岐阜県	46	18	39.1%
静岡県	37	19	51.4%
愛知県	342	123	36.0%
三重県	39	22	56.4%
滋賀県	26	15	57.7%
京都府	55	22	40.0%
大阪府	43	15	34.9%
兵庫県	62	25	40.3%
奈良県	39	12	30.8%
和歌山県	34	12	35.3%
鳥取県	19	12	63.2%
島根県	21	13	61.9%
岡山県	27	14	51.9%
広島県	30	22	73.3%
山口県	21	16	76.2%
徳島県	27	10	37.0%
香川県	17	4	23.5%
愛媛県	20	19	95.0%
高知県	40	23	57.5%
福岡県	83	43	51.8%
佐賀県	28	20	71.4%
長崎県	23	16	69.6%
熊本県	47	37	78.7%
大分県	27	10	37.0%
宮崎県	32	18	56.3%
鹿児島県	45	14	31.1%
沖縄県	30	14	46.7%
計	2,336	1,154	49.4%

## **(b) 地域の団体の連携推進、地域の防災教育の充実**

### **(必要性)**

地域住民の連帯意識に基づく組織である自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の普及、災害危険箇所等の巡視、資機材の整備等を行っており、災害時には、出火防止や初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、情報収集・伝達、給食・給水等を行うなど地域における消防防災について非常に重要な役割を担っていることから、自主防災組織の結成促進が必要である。

また、自主防災組織、児童、生徒等の地域住民の防災意識高揚のため、消防職団員の指導のもと消火訓練・応急手当訓練等を実施する場の確保、小さな頃からの防災教育の充実が必要である。

### **(有効性)**

消防庁では、ホームページ等による防災活動の普及啓発等を実施するとともに、自主防災組織活動を進めるための指針である「自主防災組織の手引」(冊子)等を作成、配布した。こうした媒体を用いた国・地方公共団体の取組の結果、自主防災組織の活動カバー率は平成 21 年 4 月 1 日現在で 73.5%と平成 20 年 4 月 1 日現在の 71.7%と比べて 1.8 ポイント向上したことから施策の有効性が認められる。

また、地方公共団体が消防職員・消防団員等を指導者として、自主防災組織、児童、生徒等に対して、防災活動や消防についての理解促進のための知識・技術を伝えることを通して、将来の地域防災を担う人材を育成する「地域防災スクール」の取組を推進しており、平成 21 年度は 44 市(区)町村でモデル事業を実施し、平成 22 年度は 33 市(区)町村で実施中である。さらに、消防庁では平成 21 年度、小中学生などに応急救護の実技などを伝える教材「チャレンジ! 防災 4 8」を計 17,000 部作成し、都道府県、市(区)町村、消防署等に配布した。こうした取組が自主防災組織、児童、生徒等の地域住民の防災意識の高揚につながっているところであり、有効性が認められる。

## **(c) 災害時要援護者の避難支援対策の促進**

### **(必要性)**

ここ数年の風水害や豪雪においては、犠牲者の大半が高齢者であった。災害時に犠牲となる人を減少させるためには、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人(以下「災害時要援護者」という。)一人ひとりに対して避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を地方公共団体が地域の実情に合わせて策定することが必要である。

### **(有効性)**

災害時要援護者の問題に対しては、関係省庁が協力しつつ、有識者からなる検討会を立ち上げ検討を進め、平成 17 年 3 月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成 18 年 3 月に改訂)をとりまとめ、内閣府、消防庁、厚生労働省の連名で各地方公共団体に通知したところである。「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においては「情報伝達体制の整備」、「災害時要援護者の情報の共有」、「災害時要援護者の避難支援計画の具体化」等を課題として挙げ、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「全体計画など」の策定及び一人ひとりの要援護者に対して複数の支援者を定める等の具体的な避難支援計画の策定等を市町村に対して要請している。

こうした取組により、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「全体計画など」を策定している市町村数の割合は平成 21 年度末現在で 63.1%と平成 20 年度末の 32.0%から 31.1 ポイント増

加した。また、「全体計画など」を受け、実際に災害時要援護者一人ひとりに対する避難支援計画を策定している市町村は平成 21 年度末現在で 72.7%と平成 20 年度末の 39.3%から 33.4 ポイント増加していることから、取組の有効性が認められる。

#### **(d) 公共施設等の耐震化の促進**

##### **(必要性)**

公共・公用施設の多くは不特定多数の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められることから、災害応急対策を円滑に実施するために、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が必要である。

##### **(有効性)**

防災拠点となる公共施設等の耐震化については、公共施設等耐震化事業（起債事業）による財政支援や地方公共団体の担当者のために「防災拠点の耐震化促進資料（耐震化促進ナビ）」を作成し、情報提供を行うことにより地方公共団体における公共施設等の耐震化について支援しているところである。

こうした取組の効果もあり、防災拠点となる公共施設等の耐震率は、平成 19 年度末に 62.5%だったが、平成 20 年度末には 65.8%となり、目標値である 25 年度末までに 85%に向けて着実に進捗していることから、耐震化促進のための取組に有効性が認められる。

#### **(B) 危機管理体制の充実**

##### **(a) 緊急消防援助隊の充実強化**

##### **(必要性)**

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震等の発生が危惧されていることや、活断層等により局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されるなど、近年、大規模地震等の災害への対応力の強化が緊急の課題となっているため、大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の充実強化が必要である。

##### **(有効性)**

東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、緊急消防援助隊に関する基本計画において平成 25 年度末を目処に登録部隊数を 4,500 隊規模へ増強することとした。この目標に向け増強整備を促進した結果、平成 22 年 4 月 1 日現在で 4,264 隊の登録となり平成 21 年 4 月 1 日現在の 4,165 隊から 99 隊増加しており、目標の隊数に向けて着実に進捗していることから施策の有効性が認められる。

また、緊急消防援助隊全国合同訓練や、6 ブロックの地域ごとに行う緊急消防援助隊ブロック合同訓練の実施のほか、緊急消防援助隊の装備の充実強化を図るため、特殊災害対応自動車、ヘリコプター動態管理システム及び燃料補給車等の資機材や車両等を無償使用制度により配備した。こうした取組を通じて、災害発生時の対応力の強化に有効な施策を実施しているところである。

##### **(b) 消防の広域化の推進**

##### **(必要性)**

災害の多様化・大規模化や住民ニーズの変化など、消防を取り巻く環境が急速に変化する中で、特に小規模な消防本部においては、出動体制、消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、

組織管理や財政運営面で厳しい状況にあることが指摘されている。そのため、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることが必要である。

**(有効性)**

消防の広域化を推進するため、平成 18 年 6 月に改正された消防組織法に基づき、同年 7 月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定した。また、消防広域化アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催などにより、国民への消防の広域化の普及啓発や消防の広域化を検討・推進する市町村等への助言等を行うとともに、広域化を支援する財政措置を講じてきたところである。

これにより、各都道府県において広域化推進計画の策定が進められる(平成 22 年 3 月 31 日現在、44 都道府県で策定済み。)とともに、平成 22 年 4 月 1 日までに 4 件の市町村の消防の広域化が実現され、都道府県の広域化推進計画により広域化が計画されている全 140 ブロック中、20 のブロックにおいて市町村の消防の広域化に向けた協議会や協議組織等が設立されるなど、消防の広域化に向けた取組みが着実に進行していることから、施策の有効性が認められる。

**(c) 消防救急デジタル無線整備の推進**

**(必要性)**

消防救急無線は、消防本部(消防指令センター)・消防署と消防隊・救急隊を結ぶ通信網である。現在のアナログ通信方式では、秘話性が確実に担保されずプライバシーの保護に問題があるほか、使用できるチャンネル数に限りがある等の課題があるが、デジタル化によって、暗号化が可能となり秘話性が増す上、デジタル・ナロー化によりチャンネル数が増加し、大規模災害時等の広域応援体制でも確実な情報伝達が行えるほか、音声のみならず文字情報等のデータ伝送も可能となる等のメリットが大きい。このため、アナログ通信方式による周波数の使用期限である平成 28 年 5 月 31 日までに、消防救急無線のデジタル化を円滑に推進する必要がある。

**(有効性)**

平成 20 年度は大規模災害時等における広域応援に対応可能となるよう、消防救急デジタル無線の全国共通の仕様の検討や、技術的な提案・助言を行うための技術アドバイザーの派遣等の技術的支援等により、消防本部において整備に向けた本格的な設計が開始されたことから、施策の有効性が認められる。また、平成 21 年度補正予算(第 1 号)においては、各消防本部での整備に先駆けて実証試験を行い、整備のためのモデルケースを示すことで整備促進を図ることとしている。

**(効率性)**

消防救急無線のデジタル化により、秘話性の向上、チャンネル数の増加のほか、音声のみならず文字情報等のデータ伝送も可能となることから、消防指令業務・消防救急業務の効率化が図られる。

**(d) 消防防災に係る科学技術の高度化**

**(必要性)**

複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を消防防災分野に積極的に導入するための研究開発が極めて重要であり、より災害現場に密着した実践的な技術開発・応用研究等を行い消防防災科学技術の高度化を図り、消防防災活動や火災予防等の業務に利活用することが必要である。

**(有効性)**

平成 19 年 2 月に「消防防災科学技術高度化戦略プラン」を改訂するなど、特殊・特異化する災

害等に対し迅速かつ高度で効果的な消防防災活動を可能にする科学技術の推進を戦略的に実施している。

これらの成果は、同時多発火災時の消防力運用支援システムの消防機関での導入、再生資源燃料等の危険性評価、大容量泡放水砲用消火薬剤の基準作成、石油タンクの液面揺動に係る地震動評価、浮き屋根強度評価など、危険物施設の地震安全確保施策への反映、開発した資機材の救助装備を定める政令への追加等、行政施策、消防機関での活動支援に反映されたことから、施策の有効性が認められる。

また、消防防災科学技術に係る研究の提案公募型の助成制度である消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を引き続き推進している。当制度が創設された平成 15 年度から平成 21 年度までに 82 件の研究課題を採択し、予算額としては約 21.0 億円を措置している。また、終了した研究課題は 61 件あり、主な研究課題としては、平成 17 年度において「2 流体ノズル P A G を用いた水損低減型消火システムの研究開発」、平成 19 年度において「少水量型消火剤の開発と新たな消火戦術の構築」、さらに平成 20 年度において「高圧水駆動カッターの研究開発」等があり、すでに実用化・製品化されている。また、得られた研究成果については、研究結果報告会を開催したり、研究開発事例集を作成するなど、研究結果の還元に努めている。こうした取組を実施し、産学官の連携を強化していることなどから、消防防災科学技術の向上により、効果的な消防防災活動等の実施による被害の予防、軽減等を図るための施策として有効性が認められる。

#### **（効率性）**

消防防災に係る科学技術の研究・開発について、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を引き続き推進し、火災等の災害時の消防防災活動等を行う消防本部等のニーズ等が反映された緊急性や迅速性が求められる研究開発課題に重点化を図るとともに、産学官連携により効率的な研究を実施している。

### **（e）ICT を活用した効果的な人材育成の推進**

#### **（必要性）**

大規模地震の発生等が懸念される中、国内における防災・危機管理体制の充実が急務とされており、消防職団員をはじめ、地方公共団体の幹部職員の危機管理能力及び防災担当職員の実践的対応能力の向上、さらには住民や地域の防災リーダー等の防災力の強化を図ることは緊急の課題である。そのため、ICT 技術を活用することにより、限られた人員、施設及び時間の下、効果的な教育訓練を行う必要がある。

#### **（有効性）**

消防大学校において、大規模災害対応訓練システムを使用し、大規模災害発生時の緊急消防援助隊の受援・応援体制を想定した指揮シミュレーション訓練を実施した。これにより、消防大学校の教育訓練をより実践的なものとすることができた。また、大学校幹部科では、学生 272 名に対して e ラーニングによる事前学習を実施し、入校前に必要な知識の習得ができるようにした。これにより、入校後の集合教育のレベルを高めるとともに、入校期間の短縮を行い、受講者数を増加させるとともに学生を派遣する消防本部の負担を軽減することができたことから、施策の有効性が認められる。

## (f) 国際緊急援助活動の活動体制の充実強化、国際セミナーの開催

### (必要性)

災害から国民の生命、身体及び財産を守るということは万国共通の課題であり、消防防災分野における国際協力は必要性の高い分野である。都市型災害救助技術を駆使しての災害救助活動は、今日の国際救援において主たるものとして要請されるものであるが、我が国が実施する国際災害救助活動に、主体的に当たる消防庁の役割は国内外から大きく期待されているところである。

また、過去の様々な災害を経験している我が国では、消防防災分野における制度、技術の改善を重ねてきており、積極的な国際社会への貢献が求められている。特にアジア諸国は、人口の増大と都市化が進む一方で、各種の災害に対しぜい弱であることに鑑み、我が国は、同域内における各国から消防防災施策の向上やこれに資する体制整備への支援について大きく貢献することが要請されている。

### (有効性)

消防庁では昭和 61 年に国際消防救助隊（I R T－J F）を整備。その翌年の「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の公布、施行に伴い、これ以降国際消防救助隊は、国際緊急援助隊の救助チームの主力として、被災国からの救援要請が寄せられるたびに、各地での緊急救助活動要員として常に派遣され、活動に当たってきているところである。近年では、平成 17 年 10 月のパキスタン・イスラム共和国地震災害、平成 20 年 5 月の中国四川省における大地震災害の際に派遣し、また、平成 21 年 9 月のインドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害においては国際消防救助隊員 17 名を他の救援国に先駆けていち早く被災地に派遣し、持てる都市型災害救助技術を発揮し活動を行った。

また、国際緊急援助隊の救助機能の向上のため、外務省、警察庁、海上保安庁、J I C A の各関係省庁・機関との機能向上のための討議、実技訓練等の諸機会に経常的に参加するほか、消防庁独自の取り組みとして、国際緊急援助隊の主力たる国際消防救助隊（I R T－J F）員研修・訓練を、各消防本部の同隊登録隊員を対象に毎年度実施し、国際緊急援助活動に臨むための知識、実技の向上に努めている。

さらに、平成 22 年 3 月には国際消防救助隊を含む国際緊急援助隊救助チームが国際捜索救助諮問グループ外部評価分類を受験し、評価員から高い評価を受け、「H e a v y」認定を受けた。

こうした取組により、国際消防援助体制の充実が図られていることから、当該施策の有効性が認められる。

国際セミナーの開催については、アジア域内の近隣諸国を主たる対象とし、対象国の個別の実情にも十分即した形で我が国の消防防災に関する技術や知見に関する情報を提供し、その過程を通じて広域的な消防防災のための人的ネットワーク形成、広域的な災害能力向上の発現を期して、平成 19 年から定期的にアジア国際消防フォーラムを開催している。平成 21 年度はタイ国バンコク市において「日本・タイ消防フォーラム」を開催し、我が国の国・地方における消防防災施策拡充の取組、消防法の概要等を紹介した。また、東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え、消防技術研修を実施した。その他にも発展途上国からの随時の要請に応じ、我が国の消防行政等について、研修等を通じて知見を提供している。

これらいずれの措置についても、各国からは、我が国消防防災施策の実際を理解する上で有効な機会を得られたとの評価を得ており、こうした取組から施策の有効性が認められる。

## **(g) 国民保護体制等の充実強化、情報伝達媒体の多様化の推進**

### **(必要性)**

平成 16 年 9 月 17 日の国民保護法の施行により、消防庁は、地方公共団体との連絡調整に関する重大な役割を担うこととされ、地方公共団体においても、武力攻撃事態等が発生した際には、警報や避難の指示の住民への伝達、安否情報の収集・提供等、国民保護措置の多くを実施する責務を有することとなった。また、各地方公共団体は国民保護事案に対する体制の整備はもとより自然災害や新たな感染症など、住民の安心・安全を脅かす様々な危機管理事案に対しても的確かつ迅速な対応が求められている。このことから、消防庁では、国・地方が密接に連携した国民保護体制、危機管理体制の構築を進める必要がある。

また、国民保護法においては、警報の発令等の住民への情報伝達に関する規定が設けられており、いかに迅速に情報伝達できるかが被害の最小化のために極めて重要な要素である。そのため、消防庁から衛星通信回線等を用い市町村防災行政無線（同報系）等を通じて、情報等を人手を介さず、瞬時かつ自動的に住民に伝達する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備を進めることが必要である。

### **(有効性)**

消防庁では、国民保護事案に対応するための対処能力の向上や関係機関との連携の強化を図るため、国民保護訓練を実施している。平成 21 年度は、国と地方公共団体の共同訓練及び単独訓練が合わせて 78 件実施され、昨年の 66 件を上回っている。なお、共同訓練については平成 17 年度開始以来、全都道府県が実施済みとなった。

防災基盤整備事業の対象として、デジタル方式について起債充当率 90%、交付税算入率 50%と通常より有利な財政支援措置を講じてきたこと等により、市町村防災行政無線（同報系）の整備率は、平成 21 年 3 月 31 日現在で 75.7%（対前年度比 0.2 ポイント増）となっている。

また、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）については、平成 21 年度補正予算（第 1 号）により、柔軟な音声放送や稼働状況のより適切な管理を可能とするシステムの高度化を行うほか、新設される防災情報通信設備整備事業交付金により、高度化された J-A L E R T を全国の都道府県及び市区町村に一斉に整備することとしている。

こうした取組により、国民保護事案への対処能力の向上や、有事における国民への情報伝達体制の強化が図られ、国民保護体制、危機管理体制の充実につながることから、当該施策の有効性が認められる。

### **(効率性)**

市町村防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）などの情報伝達・提供手段を整備することで、効率良く迅速かつ確実な情報を国民に伝達・提供することが可能となっている。

## **(C) 身近な生活における安心・安全の確保**

### **(a) 住宅防火対策の推進**

#### **(必要性)**

住宅火災による死者数は、平成 15 年以降連続して 1,000 人を超えるなど、高水準が続いており、住宅防火対策の一層の推進が必要である。

### **(有効性)**

住宅火災による死者の多くは65歳以上の高齢者であること、また、約6割は逃げ遅れによるものであることなどの状況を踏まえ、平成16年6月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正を行った（新築住宅については、平成18年6月1日から、既存住宅については、各市町村条例で定める日から適用され、平成23年6月には全ての市町村で適用される。）。また、住宅用火災警報器等の設置及び適切な維持管理等に係る普及啓発のため、シンポジウムの開催や各種関係機関・報道機関に情報提供を行い、地域に密着した組織（消防団、婦人（女性）防火クラブ等）と連携して官民一体となった活動をしている。さらに平成20年度には、住宅用火災警報器の早期普及を国民の安心・安全を守る極めて重要な課題として国民運動的に展開するため、住宅用火災警報器設置推進会議を設置し、平成23年6月までに全ての住宅に住宅用火災警報器を設置し住宅火災の死者数を半減することを目指すという目標を掲げたところである。

こうした住宅防火対策の結果、住宅火災による死者数は平成18年の1,187人から、平成19年の1,148人、平成20年の1,123人、平成21年の1,023人と着実に減少しており、施策の有効性が認められる。

### **(効率性)**

住宅用火災警報器等設置義務化の普及啓発については、政府広報等の広報手段だけでなく、住宅防火対策推進シンポジウムの開催や各関係機関及び報道機関への情報提供、更には地域に密着した組織（消防団、婦人（女性）防火クラブ等）と連携した広報活動により、国民への周知を効率的に実施した。

## **(b) 製品火災調査の充実**

### **(必要性)**

最近の火災の出火原因は多様化しているが、その中で自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる火災が多発しており、国民生活あるいは消費者の安心・安全が強く求められている。

### **(有効性)**

消防庁では、製品火災の調査を実施しており、平成21年中に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断される火災」は136件で、「原因を特定できない火災」は691件であった。これらの情報については収集した情報を関係機関と共有し、連携して製品火災対策を推進するほか、特徴的な火災については再現実験を行い、国民へ注意を喚起している。

また、調査結果から「原因を特定できない火災」が多くあるが、消防本部の依頼に応じて消防研究センターで技術支援するほか、火災原因の詳細な分析を行う機器を現地で調達することが困難なことから、高度な調査分析装置（デジタルマイクロスコープ、X線透過装置等）を搭載した車両を平成20年度補正予算（第1号）で消防研究センターに整備し、現地において機動的かつ効果的な調査を可能としたところである。

これらの取組により、製品火災対策の充実強化が図られたことから施策の有効性が認められる。



## **(c) 大規模建築物等の消防防災対策**

### **(必要性)**

多数の人を収容する防火対象物については、火災が発生した際、甚大な人的被害を及ぼす可能性があるため、平成 15 年 10 月の消防法改正により、防火対象物のうち収容人員が 300 人以上の特定用途のもの等に、1 年に 1 回、防火対象物点検資格者による防火対象物定期点検報告を義務付けたところである。

また、特定違反對象物（床面積 1,500 m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）についても、火災発生時における人命の危険性が大きいことから、その早急な違反是正が必要である。

### **(有効性)**

近年の防火対象物の大規模化・複雑化等の進展による利用形態の複雑化に鑑み、「予防行政のあり方に関する検討会」の下部組織として「大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会」を開催し、大規模化・複雑化した防火対象物の防火安全対策のあり方について、平成 19 年 6 月の消防法の一部改正等を踏まえ、幅広いニーズ等について実態調査を行い、主な検討課題を取りまとめた。

また、大規模化・複雑化した防火対象物に限らず、社会情勢の変化に対応して火災予防行政の枠組みについて総合的な検討を行うため、平成 22 年 4 月から「予防行政のあり方に関する検討会」の下部組織として「基本問題に関する検討部会」を開催し、火災予防の実効性の向上・規制の合理化のための火災予防規制の再構築に向けて検討を開始したところである。

防火対象物定期点検の実施については、平成 20 年 3 月 31 日現在で 48.5%の実施率であったが平成 21 年 3 月 31 日現在で 50.0%と 1.5 ポイント増加しており、施策の有効性が認められる。

特定違反對象物については、平成 9 年度末には 360 件あった違反對象物数が、平成 21 年 3 月 31 日現在では 225 件と大きく減少したが、平成 20 年 3 月 31 日現在の 134 件と比較すると大幅に増加していることから、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていくことが必要である。

## **(d) 小規模施設における防火安全対策の推進**

### **(必要性)**

近年、社会情勢の変化に伴い建物利用の多様化・複合化が進展し、新たな建築構造や利用形態等を有する建物が次々と出現し、それらの建物において多数の人的被害を伴う火災が発生していることから、早急な防火安全対策の推進が必要である。

### **(有効性)**

近年、新たな形態の小規模施設（グループホーム等）において多数の人的被害を伴う火災が発生していること等を踏まえ、平成 20 年度より「小規模施設に対応した防火対策のあり方に関する検討会」を開催した。平成 21 年度は①群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた小規模福祉施設等への対応、②新たな形態の小規模児童施設等への対応、について検討し報告書を取りまとめたところ。

特に①については、平成 21 年度補正予算により、就寝を伴う火災危険性の高い小規模な社会福祉施設等に対し、連動型の住宅用火災警報器を配備するとともに、全国消防長会に協力して、避難誘導體制の確保の徹底を図ることを目的に「小規模福祉施設用避難訓練マニュアル」を策定し、全国の消防機関へ配布する等の防火安全対策を推進しており、施策の有効性が認められる。

## **(e) 危険物施設における事故対策**

### **(必要性)**

ひとたび事故が発生すると、甚大な被害をもたらす危険物施設における火災・流出事故の件数は、昨年度より減少したものの、依然として高い水準で推移していることから、引き続き危険物事故防止対策を推進していく必要がある。

また、温暖化対策推進のため、化石燃料の代替品としてバイオマス燃料の開発、普及が進んでいることから、それらの新技術・新素材に関する安全対策に取り組むことが必要となっている。

さらに、大量の石油又は高圧ガスを取り扱う事業所が集積している石油コンビナート等特別防災区域における事故が近年増加傾向にあること、平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震に伴い発生した原子力発電所内変圧器火災の際に自衛消防等における課題等が明らかになったこと等から、引き続き、石油コンビナート災害対策及び原子力災害対策の充実強化を図っていくことが必要である。

### **(有効性)**

「危険物事故防止アクションプラン」を定め、危険物事故防止のための情報や認識を共有するとともに、平成 20 年 5 月に改正された消防法（平成 20 年 8 月施行）に基づき危険物流出等の事故原因調査ができるようにするなど、危険物事故の減少を図るための施策に取り組んだ結果、平成 21 年中の危険物施設における火災・流出事故の件数は、522 件（前年 560 件）に減少したことから、危険物施設等に対する安全対策の強化の有効性が認められる。

バイオマス燃料の安全対策としては、高濃度エタノール混合ガソリン等に関する安全性の評価、火災予防上有効な対策の検討を実施している。

石油コンビナート災害対策として、引火点の低い危険物を貯蔵することが多い内部浮きぶた付き屋外タンクの異常時における防災活動上の留意点等について調査検討報告書を取りまとめ、関係機関に提供したところ、平成 22 年 6 月に油槽所において当該タンクの異常が発生した際に、当該報告書を参考に防災活動が実施され、事故を未然に防いだことから、有効性が認められる。

また、原子力災害対策として、平成 21 年度に、現場指揮本部を中心とした自衛消防隊と消防機関との一層の連携強化について調査検討を行い、「原子力施設等における現場指揮本部の設置・運営マニュアル」を作成し関係機関に提供し、関係機関等が連携した消防活動体制の充実強化が図られたことから、施策の有効性が認められる。

## **(D) 消防と医療の連携による救急救命体制の充実**

### **(a) 消防と医療の連携の推進**

#### **(必要性)**

現在、少子高齢化の進展や住民意識の変化等に伴って救急需要が増大しており、平成 20 年中の救急出動件数については、510 万 370 件となっており、平成 16 年から連続して 500 万件を超えている。救急出動件数の増加に伴い、救急自動車の現場到着時間（救急事故の覚知から現場に到着するまでに要した時間が）が 7.7 分（対前年 0.7 分増）、救急自動車による病院収容時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）が 35.0 分（対前年 1.6 分増）と延びているほか、救急搬送において受入医療機関が速やかに決定しない事案が全国各地で発生し、社会問題となっている。こうした状況を踏まえ、地域における現状の医療資源を前提に、消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い、

傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制の構築が必要となっている。

#### **(有効性)**

救急搬送において、搬送先医療機関が速やかに決まらない事案があること、病院収容時間が延びていることから、都道府県が傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準を策定し公表すること、都道府県に当該実施基準に関する協議等を行うために消防機関と医療機関等を構成員とする協議会を設置すること等を内容とする消防法の一部改正を行い、平成 21 年 5 月 1 日に公布し、平成 21 年 10 月 30 日に施行したところである。

改正消防法で策定が義務付けられた実施基準においては、傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われるように分類された医療機関のリスト、受入医療機関が速やかに決定しない場合における受入医療機関を確保するためのルール等を定めることとなっており、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施に有効性が認められる。

### **(b) 救急業務実施体制の充実**

#### **(必要性)**

より高度化する救急需要に応えるため、引き続き救急救命士の養成を促進するとともに、救急搬送時における救急救命士や救急隊員による質の高い救急救命処置等の実施を確保するため高規格救急自動車の整備促進を図る必要がある。また、傷病者の救命率を向上させるため、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務の高度化を図ることも必要である。

#### **(有効性)**

救急隊に配備されている救急救命士の数は平成 21 年 4 月 1 日現在において 19,368 人（対前年比 1,032 人増）であり、救急隊員に占める割合も 32.8%（対前年比 1.8%増）と増加している。また、救急救命士が配置された救急隊の割合は 91.0%（対前年比 2.5%増）となっており、平成 23 年度に目標としている 90%を達成した。さらに、救急救命士の処置範囲も拡大しており、平成 15 年 4 月から医師の包括的指示下での除細動が、平成 16 年 7 月からは気管挿管が、平成 18 年 4 月からは薬剤投与が、平成 21 年 3 月には自己注射が可能なエピネフリン製剤の投与をそれぞれ行うことができることとなった。これらの結果、救急救命士によって処置された特定行為の件数は、年々増加しており、平成 20 年においては、92,777 件（対前年比 8,461 件増）となっている。

高規格の救急自動車の配備台数は、平成 21 年 4 月 1 日現在 4,722 台で、全体の 79.6%（対前年度比 3.3%増）を占めており、救急救命士の運用体制の充実に係る財政措置（緊急消防援助隊設備整備費補助金、地方交付税措置等）等の取組の成果は上がってきている。これらの取組により、救急業務の高度化など救急業務実施体制が充実し、救命率の向上・予後の改善が図られるなど、施策の有効性が認められる。

### **(c) 新型インフルエンザ対策の推進**

#### **(必要性)**

平成 21 年 4 月に発生した豚由来のインフルエンザ（H1N1 型）を受けて、消防庁においては、消防庁新型インフルエンザ対策本部を設置し、各消防機関に対し、都道府県衛生主管部局等との連携を強化すること、新型インフルエンザ患者を救急搬送する可能性があることを想定し、感染防止対策を要請したところである。今後は、強毒性の新型インフルエンザ（H5N1 型）の発生に備え、業務

継続計画の見直しや、医療機関、衛生主管部局との連携体制を改めて確認しておくこと及び感染防止用資機材の整備等の対策の支援を行っていくことが必要である。

#### **(有効性)**

消防機関においては、消防庁が平成 20 年 12 月に発出した「消防機関における新型インフルエンザ対策業務継続計画ガイドライン」に基づき作成した業務継続計画に従い、対応を行ってきた。平成 21 年 11 月現在、730 本部（90.9%）が策定済みであり、73 本部（9.1%）が策定中又は策定予定である。業務継続計画を策定したことにより、新型インフルエンザ発生時に消防機関が必要な業務を継続することが可能となり、施策の有効性が認められる。

### **(d) 救命講習の充実**

#### **(必要性)**

平成 20 年中の救急自動車による平均現場到着所要時間は 7.7 分（対前年比 0.7 分増）と年々延びる傾向にある。心肺機能停止傷病者は、応急手当等を実施しない場合の救命率は著しく低くなることから救急自動車到着前のバイスタンダーによる応急手当の実施は、救命率の向上のために必要である。

実際、心肺機能停止傷病者に対する家族等による応急手当の実施有無別 1 か月後の生存率を見ると、応急手当が実施されている場合は、実施されていない場合よりも 1.4%高くなっている。また、心原性でかつ心肺機能停止の時点が一般市民に目撃された症例のうち一般市民による除細動が実施された場合（AEDを使用した場合）は実施されない場合と比較して 34.0%高くなっており、これらのデータから応急手当の実施の有効性が確認できることから、応急手当の普及が必要である。

#### **(有効性)**

平成 20 年中は、約 162 万人が救命講習を受講し、心肺機能停止傷病者への応急手当の実施率も、前年比 1.5%増の 40.7%となるなど、消防機関による応急手当の普及啓発活動が一定の成果を上げていることから、取組の有効性が認められる。

### **(e) 市民の救急相談に応じる窓口の設置**

#### **(必要性)**

近年、救急出動件数が増加しているが、救急要請をすべきか、病院へ行くべきか否かの判断に迷った場合に 119 番するケースも相当数にのぼると考えられている。救急搬送を要請すべきかどうか等の住民の不安や悩みにこたえるため、住民の安心・安全の確保を担う消防機関と医療機関とが連携し、救急相談サービスの提供や救急患者の医療機関による円滑な受入れを推進することが求められている。

なお、平成 22 年 6 月に行われた行政事業レビューにおいて、廃止との評決を受けたことを踏まえ、国としてのモデル事業は廃止するが、今後は、救急相談事業を実施する地方公共団体に対する支援策を検討する。

#### **(有効性)**

平成 21 年度においては、地方公共団体による相談窓口設置を支援するため、3 団体で救急安心センターモデル事業を行っていたところである。3 団体合計で、総受付件数は 91,257 件、このうち救急相談は 34,693 件、救急相談の結果救急要請となった件数は 2,111 件である。また、軽症傷病者

の搬送割合については、平成 21 年度中と比較して、平成 22 年 1 月から 3 月までは、3 団体とも 2 ポイント程度低下しており、東京消防庁においては、相談事業開始前の平成 18 年中と比較して、5 ポイント以上低下している。さらに、救急相談の結果救急出動することとなり、搬送先病院でくも膜下出血が判明し一命を取り留めたものなど、奏功事例も多数報告されている。このように、施策の有効性は認められる。

## (2) 総括的な評価

本政策について、指標の達成状況をみると、「緊急消防援助隊の隊数」や「住宅火災による死者数(放火自殺者を除く。)」など目標年度に向けて着実に実施しており、「国民保護訓練の実施件数」や「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」など平成 21 年度に目標年度を迎えた指標については概ね半数の指標において目標を達成していることから、政策の基本目標に向け取組の効果が現れていることが認められるが、目標を達成できていない指標については、今後の対応について検討する。

## 5 今後の課題と取組の方向性

### (1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

#### ア 消防団の入団促進、活動支援

地域の防災力の低下を招かないよう消防団員数の減少傾向に歯止めをかけ、地域防災の中核的存在である消防団の強化のため団員数が増加に転じるような方策を引き続き検討することが課題となっている。

今後も、消防団の充実に関しては、引き続き団員数の増加を図るため、資機材等の整備、団員の処遇等の改善、事業所との連携、マスメディア等を活用した広報の実施を図るなど、消防団員の確保・活動環境の整備を行っていくとともに、消防団の活動の多様化に対応した充実強化策を実施していく。

	方向性の内容	
予算要求	○▲	消防団の活動の多様化を踏まえた事業の改善を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

#### イ 地域の団体の連携推進、地域の防災教育の充実

自主防災組織については、活動カバー率が低い地域の結成促進を図るとともに、住民意識の向上や、他の自主防災組織など他団体との連携を通して、地域防災力の強化につなげることが課題となっている。

今後も、自主防災組織連絡協議会の設置促進、地域防災スクールの取組等による将来の地域防災を担う人材の育成の推進、消防庁 HP 等による防災知識の普及啓発等を引き続き実施し、自主防災組織の充実強化を図っていく。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

## ウ 災害時要援護者の避難支援対策の促進

近年の風水害等では、犠牲者の大半が高齢者であった。災害時の犠牲となる人を減少させるためには、災害時要援護者（高齢者、障害者等）の避難支援対策が急務であり、市町村において避難支援プランの策定を促進することが必要である。

今後も、引き続き、災害時要援護者の避難支援プランの策定を促進していく。

	方向性の内容	
予算要求	—	
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

## エ 公共施設等の耐震化の促進

耐震化の緊急性の高い公共施設等に加え、防災拠点となる公共施設等全体の耐震化を着実に推進していくことが課題となっている。

今後も、引き続き、公共施設等耐震化事業（起債事業）等を活用し、防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進していく。なお、平成 21 年度より、地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難場所となる公共施設（Is 値 0.3 未満）について、公共施設等耐震化事業（起債事業）の地方財政措置を拡充した（起債充当率 90%のうち交付税算入率 50%→2/3に拡充）。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

## オ 緊急消防援助隊の充実強化

緊急消防援助隊については、見直し後の基本計画に基づき、施設の整備と登録部隊数の増強を図り、大規模災害発生時における消防の応援体制を強化すること及び、過去の緊急消防援助隊の出動時の教訓を踏まえ、災害発生直後の情報収集体制の強化を図ることが課題

今後も、基本計画に基づき、登録部隊数 4,500 隊規模に向けた計画的な増強及び施設・設備等の充実強化を推進する。

	方向性の内容	
予算要求	◎	予算枠の拡大を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

## カ 消防の広域化の推進

災害の多様化・大規模化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、市町村の消防の広域化を推進することにより、消防体制の充実強化を図ることが課題となっている。

今後も、消防体制の充実強化が求められる中で、消防の広域化については、市町村が消防の広域化を検討する際にきめ細かく助言する方向で推進していく。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

## キ 消防救急デジタル無線の整備の促進

平成 28 年 5 月末までに、各消防本部における円滑なデジタル化を図ることが課題となっている。

平成 21 年度補正予算（第 1 号）において実施する実証試験の結果も踏まえ、技術面・財政面の両面から支援を行い、アナログ通信方式による周波数の使用期限である平成 28 年 5 月末までに、各消防本部における円滑なデジタル化を推進していく。

方向性の内容		
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

## ク 消防防災に係る科学技術の高度化

今後、複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を利活用した消防防災に関する研究開発のより一層の推進が課題となっている。また、競争的研究資金制度については、効果を最大限に発揮させるために、消防機関等の現場ニーズに即した研究開発及び行政上解決すべき具体的研究課題に重点を置くなど制度の充実を図るとともに、今後も採択課題の早期決定等必要に応じ制度の改革を行うことが課題となっており、研究が終了したものについては、事後・追跡評価等を行い、施策等に反映していくことが課題となっている。

消防防災に関する研究開発については、日々刻々と進化する科学技術等の動向を踏まえた上で、多種多様な消防防災の課題について研究し、課題解決を図る方向で推進していく。競争的研究資金制度については、年度ごとの契約という事務手続を踏まえた上で、研究の連続性、円滑な研究支援体制を確立する方向で推進していく。

なお、行政事業レビューにおいて「更なる見直し、改善が必要」という所見を受け、事業内容を重要性、緊急性の高いものに絞り込み、事業の重点化を図る。

方向性の内容		
予算要求	○▲	事業の継続を検討。（予算の重点化・効率化により縮減）
制度	○▲	従来の「テーマ設定型」に代えて「課題解決型」を導入し、運用を見直す。
実施体制	◎	成果の施策への反映に向け、関係各課室との連携強化とプログラムオフィサーの充実を図る。

## ケ ICTを活用した効果的な人材育成の推進

消防大学校における教育訓練の効率的・効果的な実施及び、住民や地域防災のリーダー等を対象とする防災・危機管理教育を充実することが課題となっている。

今後も引き続き、消防大学校において大規模災害対応訓練システムを活用した指揮シミュレーション訓練及びeラーニングによる事前学習を実施するとともに、インターネットを活用した遠隔教育（防災・危機管理e-カレッジ）により、住民や地域防災のリーダー等を対象とする防災・危機管理教育を充実する。

方向性の内容		
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

## コ 国際緊急援助活動体制の充実強化

国際緊急援助活動に資するより良い国際消防救助隊体制の構築、技術・知識の維持が課題となっている。

今後も、消防庁が設ける国際消防救助隊機能の恒常的な拡充・向上に資する研修等の実施に加え、外務省ほか関係機関との技術の共有、連携の強化に資する協議、訓練への参加を行っていく。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	◎	いかなる態様・規模の災害救援要請にも機動的に対応できる体制を整備する上から、当庁独自に実施する研修について、今後より多くの登録隊員を受講させることが可能となるよう体制の充実を図る。

## サ 国民保護訓練の実施

国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進していくことが課題となっている。

今後も、共同訓練については、引き続きシナリオ作成に関する助言や、訓練の検証、財政支援を行うこと等により積極的に支援していく。また、単独訓練については、地方公共団体が単独で訓練を実施することが出来るようマニュアルを作成し各自治体に配布してきた。今後は、地方公共団体が単独で実施する訓練についても、会議等の機会を通じて要請していく。

なお、行政事業レビューにおいて「更なる見直し、改善が必要」という所見を受け、訓練内容等の見直しを行う。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○▲	訓練の内容について見直しを行う。
実施体制	○	従来どおり。

## シ 国民への情報伝達体制の強化

対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国民に瞬時に伝達するため、引き続き市町村防災行政無線（同報系）及びJ-ALERTの整備・普及を推進することが課題となっている。

市町村防災行政無線（同報系）については、防災基盤整備事業等により全国的な整備・普及を図る。また、J-ALERTについては、平成21年度補正予算（第1号）により全国の市区町村等に一斉整備を行うこととしていることから、今後は市町村防災行政無線（同報系）以外の伝達媒体の多様化を図るとともに、安定的な運用体制の構築及び効果的な活用を図る。

	方向性の内容	
予算要求	◎	予算枠の拡大を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	◎	J-ALERTの安定的な運用とその効果的な活用を図るため、体制の拡充等について検討。



## ス 消防の国際協力及び国際交流の推進

我が国の消防防災に係る知見・技術の広域的な普及を通じた近隣国支援を行っていくことが課題となっている。

今後も、消防防災分野からの協力・支援を通じての近隣諸国に対する国際協力・交流の推進を主眼に、二国間協力といった発展的な支援関係の構築も選択肢と想定して事業を継続していく。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

## セ 住宅防火対策の推進（住宅防火の普及啓発等）

住宅火災による死者数の減少を図るため、住宅用火災警報器等の既存住宅への早期設置や、防火安全性の確保のため、着火抑制の機能を持つ防災品の普及の促進が課題となっている。

今後も、住宅防火対策については、高齢化の進展に伴い死者数の増加が懸念される状況を踏まえた上で、住宅用火災警報器等の設置、防災製品導入等の総合的な住宅防火対策を普及促進する方向で推進していく。その際、平成 20 年度に決定した住宅用火災警報器設置推進基本方針に基づき、住宅用火災警報器を強力に普及促進する。

	方向性の内容	
予算要求	○▲	事業の継続を検討。（予算の重点化・効率化により縮減）
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

## ソ 製品火災調査の充実

製品火災の原因調査結果の公表を行うとともに、当該情報を関係機関と共有し、製造業者等における自主回収等の対応の徹底や火災を起こす危険な製品の流通防止に向けて活用することで、消費者生活の安全・安心を実現することが課題となっている。

平成 21 年中においては、製品火災の原因等が未解明のものが 691 件にのぼっており、製品火災のリスクを低下するため、今後においても製品火災の原因調査・分析体制の充実・強化を行う。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○▲	原因調査の権限拡大に係る全国消防長会からの要望を踏まえ、有識者等による検討会にて、出火防止対策の強化のための方策について検討中。
実施体制	○	従来どおり。

## タ 火災予防に係る規制体系の再構築

火災被害の中心がデパート等の大規模事業所から小規模事業所、福祉施設、一般住宅等に移っている状況等を踏まえ、火災予防に係る規制体系を再構築し、その実効性の向上を図ることが課題となっている。

過去の大火災ごとに新たな制度を積み重ね、複雑化した防火管理体制や消防用設備等の規制について、施設ごとに求められる防火安全性能に着目した簡明な規制体系に再構築するほか、消防用機器の公的認証制度等についても見直しを行う。

	方向性の内容	
予算要求	◎	予算枠の新規要求を検討。
制度	◎	消防法や消防法施行令、関係省令の改正を検討。
実施体制	◎	職員の増員を検討。

## チ 危険物施設における事故対策

「危険物事故防止アクションプラン」に基づく官民一体となった総合的な事故防止対策、危険物流出等の事故原因調査の効果的な活用、危険物施設の腐食防止・抑制対策、屋外タンク貯蔵所の安全対策の充実等、危険物事故防止対策の充実強化を図ることが課題となっている。

危険物施設における事故件数は昨年度よりも減少したものの、依然として高い水準で推移していることから、危険物事故対策については、引き続き総合的な対策強化の方向で推進していく。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	◎	安全対策を強化するための政省令の改正について検討。
実施体制	○	従来どおり。

## ツ 石油コンビナート災害対策の充実強化

石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の充実強化を図り、事故発生防止対策の更なる推進や事故発生時の対応力をさらに強化していくことが課題となっている。

今後も、石油コンビナート等特別防災区域における災害発生の防止や被害の軽減など、引き続き、防災体制の充実強化を推進する。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

## テ 原子力災害対策の充実強化

放射性物質事故発生時の消防活動対応能力の更なる向上が課題となっている。

今後も、放射性物質事故発生時に、消防機関が迅速かつ的確に消防活動を行うことができるよう、対応能力の更なる向上を図る。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

## ト 消防と医療の連携の推進

改正消防法における協議会の設置促進、傷病者の搬送及び受入れの実施基準の策定支援等によって消防機関と医療機関の連携体制を確立することが課題となっている。

平成 21 年の消防法改正を受け、消防機関と医療機関が連携する体制が法的に位置づけられたことから、地方における制度運用及び消防機関と医療機関の連携の円滑化に精力的に取り組む。

	方向性の内容	
予算要求	◎	予算枠の拡大を検討。
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	平成 21 年消防法改正によって、各都道府県に消防機関と医療機関等が参画する協議会の設置並びに搬送及び受入れの実施基準の策定が義務づけられたため、今後協議会の運用と、搬送及び受入れの実施基準の策定の支援を図ることで、救急搬送の円滑な実施を目指す。

## ナ 救急業務実施体制の充実

気管挿管、薬剤投与等の実施可能な救急救命士の更なる養成のため、講習及び実習の推進を図り、救命率を向上させることが課題となっている。

平成 21 年度救急業務高度化推進検討会報告書を踏まえ、救急隊員の教育体制の充実、救急業務の質の向上を図るとともに、救急業務高度化のため、メディカルコントロール体制の一層の強化を推進する。

	方向性の内容	
予算要求	○▲	事業の継続を検討。(予算の重点化・効率化により縮減)
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	救急救命士による救命処置については、求められる活動の質が高度化しており、さらに処置範囲の拡大等が行われることが予想されるため、救急業務高度化検討会における検討を継続して実施するとともに、教育体制の充実を図る。

## ニ 新型インフルエンザ対策の推進

強毒性の新型インフルエンザの発生に対応するための、消防機関における業務継続計画の見直しが課題となっている。

強毒性の新型インフルエンザ発生に備え、業務継続計画の見直しや、医療機関、衛生主管部局との連携体制を改めて確認しておく。

	方向性の内容	
予算要求	○▲	事業の継続を検討。(予算の重点化・効率化により縮減)
制度	○	従来どおり。
実施体制	○	従来どおり。

## ヌ 応急手当の普及啓発の推進

現場における住民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、救命講習会等の一層の推進が課題となっている。

今後は、2010年秋に発表される予定の救急蘇生ガイドライン2010を踏まえ、救急隊員および救急隊員以外の消防職員が行う心肺蘇生法について検討を行うとともに、住民による応急手当の実施促進のために、実施環境の充実、普及啓発を図る。

	方向性の内容	
予算要求	○	事業の継続を検討。
制度	◎	新たなガイドラインを踏まえ、検討。
実施体制	◎	新たなガイドラインを踏まえ、検討。

## ネ 市民の救急相談に応じる窓口の設置

市民が救急車を呼ぶべきか否か迷うような場合の不安に応える体制を作ることが課題となっている。

行政事業レビューの結果、救急安心センターモデル事業については廃止の評決を受けた。評決を踏まえ、国のモデル事業としては廃止となるが、今後の事業のあり方を再検討する。

	方向性の内容	
予算要求	▲	行わない。
制度	▲	国のモデル事業としては廃止。
実施体制	○▲	地方公共団体における取組を支援することを検討。

## (2) 政策全体の課題と取組の方向性

地域における総合的な防災力の強化のためには、消防団や自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業とも協働し、住民と行政が一体となった地域防災力を向上させることが課題である。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進（目標値：平成25年度に防災拠点となる公共施設等の耐震率85%）など災害に負けない施設等の整備も課題となっている。

全国各地で自然災害による被害が発生していることや、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘されていることもあり、今後とも緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強（目標値：緊急消防援助隊の隊数を平成25年度に概ね4,500隊）を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携を積極的に推進すること及び、消防の広域化の推進、消防救急無線のデジタル化推進などにより国内の消防防災体制の一層の充実を図ることが課題である。また、地方公共団体における国民保護の取り組みについて、国民保護計画等の検証や職員の対処能力の向上及び国等関係機関との連携強化を図るために、地方公共団体それぞれにおける国民保護への取組状況を勘案しながら、新たな事態の想定など訓練内容を充実させるとともに繰り返し国民保護共同訓練を実施していくことが課題となっている。さらに、北朝鮮のミサイル発射事案や海外での大地震などの国際情勢に対応し、国民保護体制の強化や海外への支援体制の強化も重要な課題となっている。

昨年施行された改正消防法を踏まえ、消防機関と医療機関の連携を一層強化させるとともに、医療技術の進歩や、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、救急業務の高度化を引き続き推進することが重要な課題となっている。また、現場における一般市民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、応急手当の普及促進（目標値：平成23年度に心肺機能停止傷病者への応急

手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）の向上）についても課題となっている。

年間1千人を超える住宅火災による死者を半減させるため（目標値：平成23年度に平成17年の1,220人からの半減）、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の一層の推進が課題となっており、特に、住宅用火災警報器については平成23年6月までには全国で義務化されることから、普及促進の取組を推進している。また、近年発生した小規模な認知症高齢者グループホーム及びカラオケボックス店等における火災を踏まえ、火災の検証や研究を行うとともにその対応策を検討するなど建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。また、危険物施設における事故対策についても重要な課題となっている。

これらの課題に対し消防庁では、引き続き効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

## 6 学識経験を有する者の知見の活用

- ・全国消防長会の新井会長より、指標のうち緊急消防援助隊の隊数や消防団員数について、「数だけでなく質の向上についても重要である」とご意見をいただき、評価書とりまとめの参考にした。
- ・消防審議会の委員である東京経済大学の吉井教授より、消防防災体制に関する広報の充実、意見の反映、国民の参加促進も重要であるとのご意見をいただき、来年度以降の政策評価に反映できるよう検討することとした。

## 7 評価を行う過程において使用した資料

- ・平成21年版消防白書（平成21年11月27日閣議報告 消防庁）  
<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h21/index.html>
- ・平成21年版救急・救助の現況（平成21年12月3日報道発表 消防庁）  
<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2112/211203-1houdou.pdf>
- ・救急蘇生統計（2008年）（平成21年12月15日報道発表 消防庁）  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2112/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2112/01_houdoushiryou.pdf)
- ・平成21年中の危険物に係る事故の概要の公表（平成22年5月28日報道発表 消防庁）  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2205/220528\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2205/220528_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)
- ・平成21年（1月～12月）における火災の状況（確定値）（平成22年6月4日報道発表 消防庁）  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220604\\_1houdou/03\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220604_1houdou/03_houdoushiryou.pdf)
- ・災害時要援護者の避難支援対策の調査結果（平成22年6月30日 消防庁）  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220630\\_1houdou/02\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220630_1houdou/02_houdoushiryou.pdf)